

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和3年7月13日

盛岡広域振興局長 高橋 達也

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 盛岡市中央卸売市場
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 盛岡市中央卸売市場総合食品センター 盛岡市羽場10地割100番地3ほか
- (3) 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (4) 変更の年月日 平成25年6月19日ほか
- (5) 変更の理由 小売業者の名称及び住所並びに代表者の変更のため

2 届出年月日 令和3年6月29日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所